

### 争議の真相を發表し市民諸氏に訴ふ！

今回の争議につきまして少からず有識諸賢の御心痛をわすらわしてゐることを深く御詫び致します。就きましては何故に争議をやらなければならなかつたかその理由を簡単に申述べて御諒解を得たいと思ひます。

#### 一、會社の不信義

當會社は昭和五年にも同様の紛議がありまして圓滿に解決したのでありますが、會社側はその衝に當つた人を轉職或は解雇しまして、未だに解決條件の實施を致して居りません。

#### 二、私共は自重して

併し私共は、經濟界の事情もあり、只管誠心誠意を以て、會社の業績の向上に協力して會社自らの反省を希望し、或は禮節を盡して實施を御願ひして來たのでありますが、如何にせん、私共の微意は遂に會社の及び處となりませんでした。

#### 三、同業會社に比較して低劣な待遇

茲に至つて己むを得ず六月十六日正式に嘆願書を提出する事にしたのであります。嘆願書と言へども會社の經營状態を考へての御願でありまして、根本は昭和五年の解決條件の實施に外ならぬのでありまして、日給の如きは平均一圓二十錢——同業の帝國、日本の兩職業者社に比較すると、三割——四割方安く、十五年餘を勤続した職工長で月收五拾圓(徹夜作業も含めて)にも満たない状態ではおして御諒察を御願ひします。

#### 四、嘆願要項

- 一、最低賃金一圓三十錢を支給されたし
- 二、年二回の昇給を全従業員に滿なくされたし
- 三、臨時工制度を廢し普通職工として採用されたし
- 四、退職手当を制定し社則に發表されたし
- 五、団体協約並勞資協定委員會を設けられたし
- 六、外六項目以上

#### 五、我等は紛議を好まず

右の嘆願書に基き私共は辭を低よして再三會社の反省を促し、事件の平和的解決の爲めに……否！平和裡に解決し得るものと信じて十數日間交渉を續けて來たのであります。が、常務菱形重之氏の言葉は「勞働條件が他會社より悪い事は判つてゐる、儲けてゐる事も事實である、併し九水の方針だから己むを得ない」と……何たる暴言だ！

#### 六、賣られた喧嘩……會社の不誠意

常務の言葉が解釋すれば、會社の利益の爲には、お前達の生活なんか問題でない、ストライキでもやるならやれど放言したのであります。

#### 七、我等は最後まで圓滿なる解決に努力して來た

この常務の暴言にも拘らず、私共は最後まで一縷の希望をつなぎ、七月六日朝「今一度際をつきあわせて、平和的解決に努力するの意志はないか」と最後の私共としては、極めて屈辱的な交渉を試みましたが、これもすげなく會社に一蹴され、私共の圓滿なる解決への力は悉く水泡に歸し、罷業をやらねばならぬ立場に追つめられたのであります。

#### 罷業を決定行

事茲に至つて私共は七月六日午後一時を期してやむを得ず罷業を決定したのであります。争議の真相……經過については最近中に演説會を催して更に詳しく御報告申上る筈であります。以上が理由により、罷業をやつてゐるのであります。最正なる市民諸君の御批判と御同情に訴へる次第であります。

昭和十年七月

九州電氣工業小倉工場争議團  
 日本勞働總同盟九州聯合會  
 小倉市南山越町 電話一、二六三番